

令和8年度 静岡県職員行政実務経験者選考採用試験 【 受 験 案 内 】

静岡県では、過去に国や他の地方自治体(都道府県、政令指定都市、特別区)の職員として一定期間の勤務実績がある方を対象として、県職員に採用する試験を行います。

(1次選考)書類審査 (2次選考)個別面接

※筆記試験はありません!

【受付期間】 令和8年8月10日(月)～ 令和8年9月30日(水)

【面接日】 令和8年10月下旬

【最終合格発表】 令和8年11月下旬

1 募集職種、採用予定人数等

職 種	採用予定者数	主 な 職 務 内 容	主 な 勤 務 先
一 般 行 政	若干名	健康福祉、産業、環境、文化、観光、危機管理、教育行政等の施策の企画と実施、県立学校事務等	本庁／知事部局、企業局等 出先／各総合庁舎内事務所、企業局等
土 木	若干名	道路・河川・砂防・港湾・空港・上下水道等の社会基盤の整備及び維持管理、防災対策、都市計画等	本庁／交通基盤部、危機管理部、企業局 出先／土木事務所、地域局、企業局
建 築	若干名	県立学校・庁舎・県営住宅等の整備、住宅政策の企画・実施、建築確認事務、建築防災、市街地再開発等	本庁／くらし・環境部、交通基盤部 出先／土木事務所

※採用時の職位は、最終の公務員退職時の職位と同水準を基本として、班長級以下での採用となります。

2 受験資格

次の要件をすべて満たすもの

- (1)昭和39年年4月2日以降に生まれた者
- (2)国家公務員又は人事委員会を置く他の地方公共団体の公務員として3年以上の実務経験を有する者
- (3)国家公務員又は他の地方公共団体において、懲戒免職の処分を受けたことがない者

<実務経験の考え方>

- 受験職種と同様の職務内容に従事した期間に限る
- 公務員の職務経験が複数ある場合は、職務経験年数を合算することができる
 - ※ただし職務経験が複数の場合であって、1年以上継続して従事していない期間は除く
- 職務経験年数は月単位で計算し、職務期間が1か月未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てる
- 休暇、休業、退職等のため、連続して1ヶ月を超えて職務に従事していない期間(妊娠・出産、育児休業等の期間を除く。)は除く
- 停職の処分をされた期間は除く
- 次の任用形態における実務経験は除く
 - ・ 地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の職員
 - ・ 地方公務員法第22条の2第1項の規定による会計年度任用職員
 - ・ 地方公務員法第22条の3の規定による臨時的任用職員
(旧地方公務員法第3条第2項の規定による一般職非常勤職員、同法第22条第2項の規定による臨時的任用職員を含む)
 - ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による任期付職員および臨時的任用職員
 - ・ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条から第5条の規定による任期付職員
 - ・ 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第3条の規定による任期付研究員

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・日本の国籍を有しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神衰弱を原因とする者以外)
- ・既に静岡県職員である者(会計年度任用職員、任期付職員を除く)

3 試験の方法

書類審査(1次選考)及び口述試験(2次選考)により選考を行います。

4 受験手続き

申込方法	下記の申込書類を、下記の申込先へ郵送により申し込んでください。 ※必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。
申込書類	静岡県職員行政実務経験者採用選考試験申込書 ※必要事項を記入の上、写真(最近6か月以内に撮影したもの)を貼付したもの
申込先	宛 先:〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県総務部人事課
受付期間	令和8年8月10日(月)～ 令和8年9月30日(水)

5 試験日程、場所

日 時	書類審査	書類受付後、随時実施
	個別面接	10月下旬(書類審査の合格発表後、個別に調整します)
場 所	静岡県庁(静岡市葵区追手町9-6)	

6 合格発表

(1次選考) 書類審査	令和8年10月14日
(2次選考) 個別面接	令和8年11月下旬

※合格発表は、受験者全員に合否を郵便により通知します。

7 合格者の採用

- (1)採用は、原則として令和9年4月1日を予定しています。ただし、欠員等の状況等により令和8年度中に採用する場合があります。
- (2)令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、こどもと接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本試験の最終合格後、任命権者による採用手続等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。この結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用されないことがあります。

8 給与

採用時の給料月額、職員の給与に関する条例(昭和28年3月24日条例第31号)の定めに従い、知識経験等を考慮して決定します。このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等を支給します。

※初任給の例(令和8年4月1日時点)

年齢(大卒後の職務経験)	採用時職位	月額(基本給+地域手当)
30歳(8年)	主任級	約300,000円
35歳(13年)	主任級	約320,000円
40歳(18年)	主査級	約370,000円
45歳(23年)	班長級	約420,000円

※採用時の職位は、最終の公務員退職時の職位と同水準を基本として、個別に決定します。

【この選考についてのお問い合わせ先】

静岡県総務部人事課

T E L : 054-221-2016

E-mail : jinji@pref.shizuoka.lg.jp